

岡山県税制懇話会報告書

—岡山県産業廃棄物処理税に関する検討—

平成29年10月

岡山県税制懇話会

はじめに

産業廃棄物処理税導入以前の産業廃棄物対策は、排出事業者の処理責任を前提として、排出事業者に発生抑制等の目標数値を設定させる自主的な手法や、特定の品目についてリサイクルを義務付ける規制的な手法、また、補助金をはじめとした経済的助成手法などを中心に進められていたが、平成12（2000）年度末における県内の最終処分場の残余年数が残り4年半とひっ迫した状況になるなど、産業廃棄物の発生抑制やリサイクル強化対策が喫緊の課題であった。

こうしたことから、平成13（2001）年度に当税制懇話会を設置し様々な観点から議論を行い、それまでの対策に加えて、環境に直接負荷をかけている排出事業者に経済的負担（＝税）を課することで、排出事業者が税率相当分をコストの増大と捉えコストダウンに取り組むことがすなわち最終処分量の減少につながることで、新たな税の導入により事業者や県民の議論が喚起され、環境問題の当事者として現状を見直すことで発生抑制の意識啓発に効果が期待できることなどから、平成15（2003）年に産業廃棄物処理税を導入した。以降今日までの15年間、この税の賦課により発生抑制等を促進しつつ、税収を活用して様々な産業廃棄物対策の事業を展開してきた。

この度、平成19（2007）年度と24（2012）年度の2度の見直しと同様に、産業廃棄物処理税の必要性や税制度としての適正性、使途事業の方向性等について検討を行い、報告書をまとめたところであるが、「そもそもなぜ税を選択したのか」という議論から、原点に立ち戻り検討することができた。

この報告を契機として、県民の皆様には、この税は排出事業者が環境に負荷をかけているために負担している税金であることを改めて認識していただくとともに、環境保全や環境税制の問題を排出事業者だけでなく、自らの問題としてもとらえていただければ幸いである。

その結果、環境負荷の減少につながるライフスタイルや企業活動の変革が進み、次世代が安心して暮らすことができる循環型社会が構築されていくことを切に期待する。

目 次

I 本 編

1 産業廃棄物処理税導入の効果

(1) 産業廃棄物の状況	1
(2) 税収と充当事業費の推移	6
(3) 使途事業の実績と主な成果	7

2 継続の必要性

(1) 必要性	13
(2) 税制度	13

3 今後の方向性

(1) 使途事業	18
(2) 基金	18
(3) 税制度見直しの時期	19

II 資 料 編

○ 岡山県税制懇話会設置要綱	23
○ 岡山県税制懇話会委員名簿	24
○ 岡山県税制懇話会審議経過	25
○ 産業廃棄物処理税の使途事業	26
○ 都道府県における産業廃棄物処理税導入状況	36

1 産業廃棄物処理税導入の効果

(1) 産業廃棄物の状況

ア 現況

(ア) 排出量及び処理の状況

平成27(2015)年度分の実績をみると、産業廃棄物処理税(以下「産廃税」という。)導入前の平成14(2002)年度に比べ、県内で発生した産業廃棄物の排出量は5,479千t(80.2%)、最終処分量は319千t(36.2%)と、いずれも大きく減少しているが、最終処分量については平成24(2012)年度以降、横ばいの状況にある。

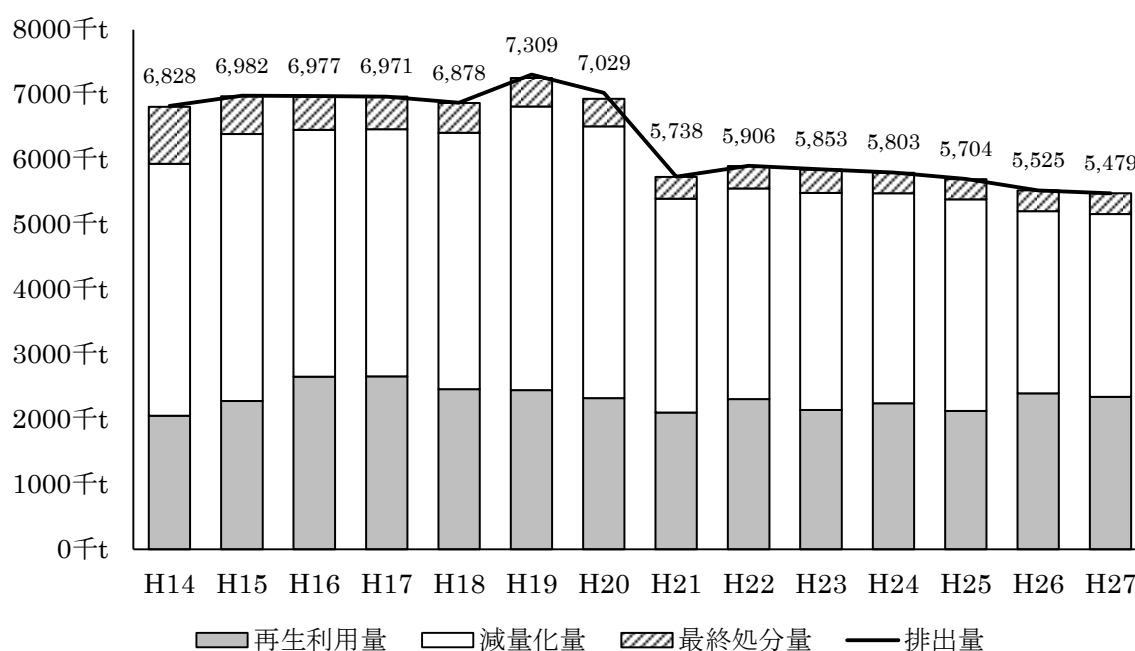
【産業廃棄物排出量等の推移】

(単位：千t)

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
排出量	6,828	6,982	6,977	6,971	6,878	7,309	7,029
再生利用量	2,058	2,283	2,659	2,660	2,463	2,448	2,325
減量化量	3,874	4,111	3,798	3,809	3,949	4,370	4,188
最終処分量	881	582	510	501	461	435	424
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
排出量	5,738	5,906	5,853	5,803	5,704	5,525	5,479
再生利用量	2,107	2,310	2,146	2,248	2,129	2,399	2,348
減量化量	3,291	3,243	3,339	3,232	3,258	2,808	2,812
最終処分量	335	348	362	317	313	318	319

※ 岡山県産業廃棄物実態調査結果

【産業廃棄物排出量等の推移(グラフ)】



県内で発生した産業廃棄物の排出量の種類別割合は、汚泥が最も多く（55.2%）、次いで、がれき類（14.8%）、ばいじん（7.8%）、鉱さい（4.6%）、木くず（2.9%）の順になっており、この5種類で全体の85.3%を占めている。

【種類別排出量の推移】

（単位：千t）

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
汚泥	4,286	4,441	4,133	4,219	4,391	4,763	4,535
がれき類	845	917	1,004	965	880	899	860
ばいじん	744	420	478	507	458	460	477
鉱さい	280	425	458	412	303	301	285
木くず	81	85	146	141	145	135	141
その他	592	693	758	727	701	751	731
合計	6,828	6,981	6,977	6,971	6,878	7,309	7,029

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
汚泥	3,329	3,268	3,383	3,301	3,196	2,991	3,057
がれき類	647	599	575	631	706	834	810
ばいじん	632	850	693	658	468	477	426
鉱さい	229	271	240	195	197	267	253
木くず	131	112	112	109	130	160	159
その他	770	806	850	909	1,007	795	773
合計	5,738	5,906	5,853	5,803	5,704	5,525	5,479

また、種類別最終処分量は鉱さいが最も多く89千t（28.0%）、次いでガラス陶磁器くずが49千t（15.5%）、燃え殻が44千t（13.9%）、汚泥が42千t（13.2%）、がれき類が35千t（10.9%）の順になっており、この5種類で最終処分量全体の81.5%を占めている。これらのうち、鉱さいやガラス陶磁器くず、燃え殻について、岡山県の再生利用率が低い状況にある。

【種類別最終処分量の推移】

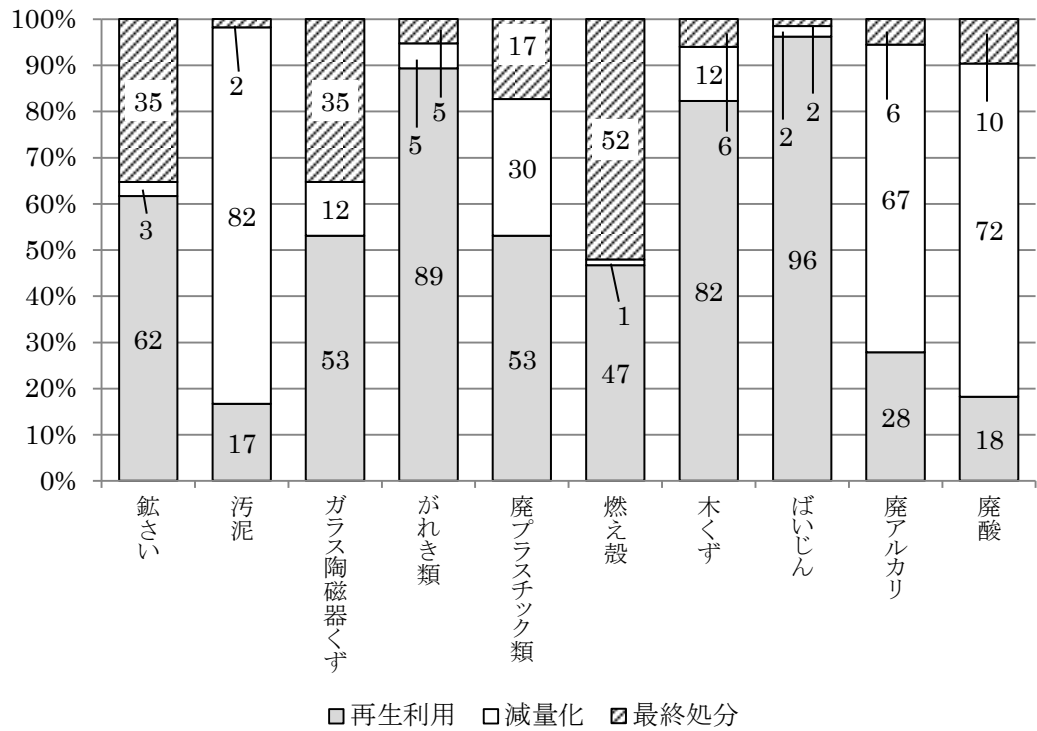
（単位：千t）

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
鉱さい	100	87	97	64	49	26	26	45	57	47	39	39	94	89
ガラス陶磁器くず	37	51	35	31	50	52	52	44	35	40	48	52	54	49
燃え殻	59	39	26	38	33	42	44	38	51	55	49	24	41	44
汚泥	269	181	174	164	145	121	113	68	63	74	72	86	41	42
がれき類	249	124	54	52	52	65	68	41	37	36	46	48	31	35
その他	167	100	124	152	132	129	121	99	105	110	63	64	56	59
合計	881	582	510	501	461	435	424	335	348	362	317	313	318	319

※ 岡山県産業廃棄物実態調査結果
注：端数処理のため、表中の数値による割合と本文中記載の割合（%）とは一致しないことがある。

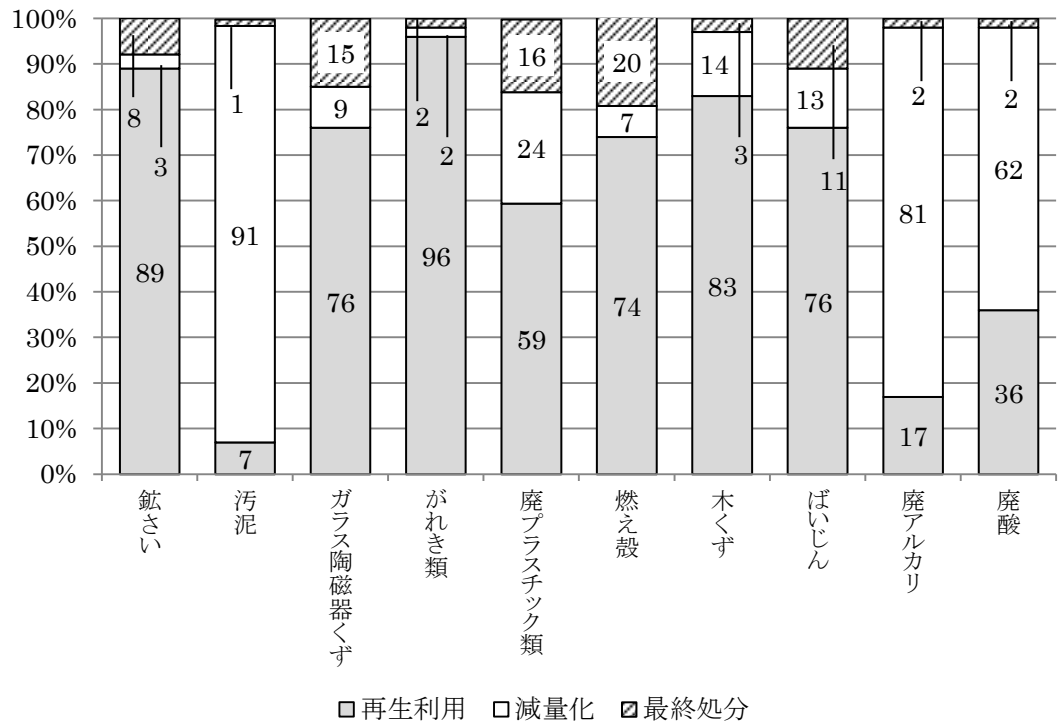
【産業廃棄物の種類別処理状況の比較】

①岡山県（平成27年度）



※ 最終処分時の数量が多い上位10種類（排出時の種類）を抽出したものの

②全国（平成26年度）



出典：「産業廃棄物の排出及び処理状況等（平成26年度実績）」（環境省）
 （①に対応する種類を抽出）

(イ) 広域移動の状況

県内で発生した産業廃棄物のうち県外へ搬出され処理された産業廃棄物は、平成14（2002）年度の319千tに比べ、平成27（2015）年度は539千t（169.0%）と大幅に増加している。このうち、中間処理を目的とした搬出量は、平成14（2002）年度の293千tが平成27（2015）年度には519千t（177.1%）へと大幅に増加しているが、最終処分を目的とした搬出量は、平成14（2002）年度の26千tが平成27（2015）年度には20千t（76.9%）に減少している。

【県外への搬出の状況】

（単位：千t）

		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
搬出量合計		319	479	550	449	444	463	569	462
内訳	中間処理目的	293	470	544	436	429	452	559	456
	最終処分目的	26	9	5	13	15	11	10	6
		H22	H23	H24	H25	H26	H27		
								H14比	H23比
搬出量合計		475	461	486	596	525	539	169.0%	116.9%
内訳	中間処理目的	465	448	452	578	499	519	177.1%	115.8%
	最終処分目的	10	13	34	19	25	20	76.9%	153.8%

※廃棄物の広域移動対策検討調査

県内に搬入され処分された産業廃棄物は、平成14（2002）年度の599千tが平成27（2015）年度には673千t（112.4%）と増加している。

このうち、中間処理を目的とした搬入量は平成17（2005）年度から平成21（2009）年度まで400千t台で推移の後、平成22（2010）年度に大幅に減少し、その後、平成23（2011）年度から平成27（2015）年度まで500千t台前後で推移している。最終処分を目的とした搬入量は、平成14（2002）年度の228千tが平成27（2015）年度には182千t（79.8%）に減少している。

【県内への搬入の状況】

（単位：千t）

		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
搬入量合計		599	638	709	812	790	747	663	574
内訳	中間処理目的	371	300	333	412	432	455	442	418
	最終処分目的	228	338	376	400	358	292	221	157
		H22	H23	H24	H25	H26	H27		
								H14比	H23比
搬入量合計		474	722	701	674	711	673	112.4%	93.2%
内訳	中間処理目的	298	533	514	536	551	491	143.7%	92.1%
	最終処分目的	176	190	187	138	160	182	79.8%	95.8%

※廃棄物の広域移動対策検討調査

(ウ) 不法投棄の状況

平成27(2015)年度に県内で確認された産業廃棄物の不法投棄のうち、1件当たりの投棄量が10t以上(ただし、特別管理産業廃棄物は10t未満も含む。)の事案は5件、投棄量は342tであった。

産廃税の導入前の平成14(2002)年度と比較すると、件数、投棄量とも大幅に減少しており、平成19(2007)年度以降の件数は一桁台で推移している。

【不法投棄件数・投棄量の状況】

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
件数	20	21	21	10	12	1	2
投棄量(t)	3,830	972	992	625	1,069	20	55
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
件数	3	3	0	3	1	2	5
投棄量(t)	60	103	0	1,142	61	693	342

※産業廃棄物の不法投棄等の状況(環境省)

イ 今後の排出及び処理の見込み

今後の県内における産業廃棄物の排出量及び最終処分量は、平成32(2020)年度には増加すると予測されているが、県内の最終処分場の残余年数は、平成26(2014)年度末時点で8.7年となっていることから、最終処分量のさらなる削減を図る必要がある。

【産業廃棄物排出量等の将来予測】

(単位:千t)

	平成26年度 (2014年度) 実績	平成27年度 (2015年度) 実績	平成32年度 (2020年度) 予測
排出量	5,525	5,479	6,053
再生利用量	2,399	2,348	2,751
減量化量	2,808	2,812	2,942
最終処分量	318	319	360

※岡山県産業廃棄物実態調査結果及び第4次岡山県廃棄物処理計画による

【最終処分場の残余年数の推計】

	最終処分量 (H26年度)	残存容量 (H26年度末)	残余年数 (H26年度末)
県内の最終処分場	408千t	3,544千m ³	8.7年

※第4次岡山県廃棄物処理計画による。

※tとm³の換算比を1とする。

(2) 税収と充当事業費の推移

ア 税収の推移

産廃税の税収は、導入初年度の平成15(2003)年度から平成17(2005)年度まで増加したが、平成18(2006)年度から減少に転じ、平成21(2009)年度以後4億5千万円前後で推移している。

徴収した産廃税は、賦課徴収に必要な経費である徴税費、保健所設置市(岡山市・倉敷市)への交付金及び県が行う産業廃棄物対策促進事業費に充当される。

【税収等の推移】

(単位：千円)

年 度	H15 (2003)	H16 (2004)	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)
税収	855,987	893,380	903,471	801,669	742,316	621,283	420,295
(下段は前年比)	-	104.4%	101.1%	88.7%	92.6%	83.7%	67.6%
徴 税 費	59,920	62,537	63,243	56,117	51,962	43,490	29,421
事業充当額計	249,428	383,536	377,616	488,627	593,530	531,280	419,546
産業活動支援	105,190	166,548	113,573	158,335	200,084	239,104	85,868
適正処理推進	62,388	86,944	149,393	135,425	169,234	170,239	224,988
意識改革	79,532	128,072	113,458	193,594	223,738	121,934	108,690
インフラ整備	2,319	1,972	1,192	1,273	480		
岡山市・倉敷市 への交付金	151,627	172,750	147,186	155,453	175,679	151,020	112,434
年度末基金残高	390,703	614,477	947,820	1,063,185	1,017,518	899,735	761,578

年 度	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
税収	451,013	480,378	448,461	410,918	423,398	434,647	452,123
(下段は前年比)	107.3%	106.5%	93.4%	91.6%	103.0%	102.7%	104.0%
徴 税 費	31,571	32,410	31,392	28,764	29,638	30,425	31,649
事業充当額計	426,138	304,840	327,597	290,266	296,705	272,491	296,559
産業活動支援	164,125	55,748	70,491	61,074	84,797	52,342	89,565
適正処理推進	160,588	150,928	152,257	149,549	139,703	144,392	143,530
意識改革	101,425	98,163	104,849	79,643	72,205	75,757	63,464
インフラ整備							
岡山市・倉敷市 への交付金	106,863	114,399	110,384	114,996	109,795	103,901	115,193
年度末基金残高	666,466	692,451	651,970	655,746	636,404	668,050	659,789

※ 税収は決算ベース。

※ 平成15(2003)年度は5月からの11ヶ月分。

イ 賦課徴収の状況

最終処分業者が納税義務者である排出事業者から最終処分の委託を受けた場合には、特別徴収を行い、県に申告納入する。一方、排出事業者が設置する最終処分場において自社処分をする場合には、県に申告納付をしている。

特別徴収義務者は、平成29(2017)年4月11日時点で28者、31施設であり、うち申告納付を行っている者は10者である。

申告納入及び申告納付のいずれの場合であっても、最終処分場の設置者について搬入量等の調査を行うことで、不申告等の不適正事案を把握できることから、年間10件を目途に、最終処分場の設置者1者につき3年に1回の頻度で税務調査が実施されている。

これまでの不適正事案は、平成27(2015)年度に調査で判明した過少申告事案1件のみであるが、本件については、更正が行われている。

(3) 使途事業の実績と主な成果(県の取りまとめによる)

県では、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用等を推進するため、岡山県循環型社会形成推進条例の趣旨や、平成19(2007)年度の税制懇話会報告書を踏まえ、平成20(2008)年度事業からは使途事業に係る充当方針を定め、「産業活動の支援」、「適正処理の推進」、「意識の改革」の3つを柱に税収を活用している。使途事業の概要は次のとおりである。

ア 産業活動の支援

(ア) 岡山エコ事業所等の普及促進

ゼロエミッション等に積極的に取り組んでいる259事業所を「岡山エコ事業所」として認定したほか、県民に対して、各種広報媒体等を活用し制度の周知や認定事業所の普及促進に努めた。

平成28(2016)年度までの5年間の税充当額：20,962千円

(イ) バイオマスの利活用の推進

循環資源である植物由来のバイオマスの利活用を推進するために、調査開発やセミナー等の開催による情報共有、事業者等に対する支援を実施した。

平成28(2016)年度までの5年間の税充当額：129,138千円

(ウ) 循環型クラスターの形成促進

産業廃棄物のリサイクルを推進するため、民間事業者が行う先進的なリサイクル関係施設等の整備や、新たなリサイクル技術の開発等について、「岡山県資源循環推進事業」として6件の事業を承認し、その経費を助成するとともに、中四国地域を視野に入れた広域でのビジネスマッチングを推進することにより、産業廃棄物を循環資源として利活用する新技術・新製品の開発等を支援した。

平成28(2016)年度までの5年間の税充当額：132,873千円

【年度別事業実績】

	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
資源循環推進事業 (施設整備)	承認1件 15,000千円	承認1件 15,000千円	承認1件 30,000千円	承認0件 0千円	承認1件 17,955千円
資源循環推進事業 (技術開発)	承認1件 2,370千円	承認0件 0千円	承認1件 1,688千円	承認0件 0千円	承認0件 0千円

(エ) その他産業活動に対する支援

県内で発生する産業廃棄物の抑制や循環資源として有効活用するための調査研究や情報発信機能の強化等を実施した。

平成28(2016)年度までの5年間の税充当額：75,295千円

イ 適正処理の推進

(ア) 産業廃棄物の適正処理等の推進

法令に基づく基準や制度、法令の改正内容の周知や、優良事業者の育成を図るため、(一社)岡山県産業廃棄物協会が実施する研修会や、処理業者が整備する計量設備を導入する経費に対し助成を行った。

また、廃棄物の適正処理を推進するための基本的指針となる廃棄物処理計画を策定し、目標に掲げた排出量等の実態調査を実施した。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理に当たっては、国及び全国自治体と足並みを揃えた対応を行う必要があるため、国等で算定された所要額をポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金に拠出した。

平成28(2016)年度までの5年間の税充当額：187,173千円

【年度別事業実績】

	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
研修会経費の 助成 (回数/参加者)	2,500千円 (6回/321人)	2,500千円 (6回/382人)	2,500千円 (6回/260人)	2,500千円 (9回/289人)	2,500千円 (8回/273人)
設備導入費の 助成(件数)	7,439千円 (5件)	7,992千円 (4件)	8,525千円 (5件)	10,317千円 (6件)	6,143千円 (4件)

(イ) 不適正処理防止の強化対策

次のとおり、産業廃棄物の不適正処理防止に向けた対策を行った。

平成28(2016)年度までの5年間の税充当額：20,905千円

a 不法投棄の防止啓発

不法投棄や野外焼却等の防止啓発として、ラジオスポット、新聞広告などにより、広く不法投棄等の情報提供を呼びかけた。

【年度別事業実績】

	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
ラジオスポット	延55回	延55回	延54回	延54回	延54回

b 県外の産業廃棄物搬入車両への対応

手口の悪質・巧妙化や活動範囲の広域化に対処するため、警察本部の協力を得て、産業廃棄物運搬車両の路上検査を主要幹線道路で実施した。

【年度別事業実績】

	H 2 4 (2012)	H 2 5 (2013)	H 2 6 (2014)	H 2 7 (2015)	H 2 8 (2016)
車両検査の台数 (延べ回数)	86 台 (6 回)	95 台 (6 回)	80 台 (6 回)	50 台 (6 回)	91 台 (5 回)
うち指導台数	7 台	0 台	5 台	6 台	13 台

(ウ) 監視指導体制の強化対策

次のとおり、産業廃棄物に関する監視指導体制の強化を図った。

平成 2 8 (2016) 年度までの 5 年間の税充当額：3 8 0, 5 3 5 千円

a 産業廃棄物監視指導員の配置

悪質な不適正事案には、暴力団関係者の関与や、指導する職員に危害が及ぶおそれがあるため、警察官 O B を嘱託職員として各県民局及び地域事務所に配置し、監視指導体制の強化を図った。

【年度別事業実績】

	H 2 4 (2012)	H 2 5 (2013)	H 2 6 (2014)	H 2 7 (2015)	H 2 8 (2016)
警察官 O B の配置	計 9 名	計 9 名	計 9 名	計 9 名	計 9 名
〃 出動回数	2, 109 回	2, 135 回	1, 802 回	1, 749 回	1, 769 回

b 休日・夜間等への対応

職員の監視指導が手薄となる土日・祝日・早朝・夜間に行われる不法投棄を未然に防止するため、反復継続的に不法投棄が行われる場所等に監視カメラを設置したほか、夜間・休日の監視パトロールを実施した。

【年度別事業実績】

	H 2 4 (2012)	H 2 5 (2013)	H 2 6 (2014)	H 2 7 (2015)	H 2 8 (2016)
休日夜間のパトロール回数	266 回	269 回	266 回	261 回	263 回
休日夜間の不法投棄等報告件数	47 件	60 件	33 件	11 件	38 回

c 中山間地域への対応及び早期捕捉対策

不法投棄は山林や丘陵など人目の届かない場所を選んで行われることが多いため、ヘリコプターによる上空監視を実施したほか、県庁内に全県一本化した通報の受皿として「不法投棄110番」を設置した。また、不法投棄対策事業を行う市町村への支援を実施した。

【年度別事業実績】

	H 2 4 (2012)	H 2 5 (2013)	H 2 6 (2014)	H 2 7 (2015)	H 2 8 (2016)
上空監視回数	延 4 回	延 4 回	延 4 回	延 4 回	延 4 回
不法投棄 110 番の報告	32 件	46 件	41 件	37 件	27 件
不法投棄監視事業の 市町村へ助成（件数）	5,108 千円 (17 件)	4,953 千円 (18 件)	4,916 千円 (18 件)	4,880 千円 (16 件)	4,592 千円 (18 件)

(エ) その他適正処理の推進

産業廃棄物等に含まれるPCBやダイオキシン等の調査・分析や、過去に建設資材などの用途に使用されてきたアスベストに係る大気中の濃度測定等を実施した。

平成28（2016）年度までの5年間の税充当額：140,818千円

ウ 意識の改革

(ア) おかやま・もったいない運動の推進

再生品等の使用の促進を図るための「グリーン調達」や「マイバッグ運動」を推進したほか、県内で現に製造・販売されている使用を促進すべきリサイクル製品を対象とした「岡山県エコ製品」を364件認定した。

また、ごみ減量やマイバッグ運動などを題材にした「小学生ポスター（絵画）コンクール」、家族で環境に優しい取組を行う「小学生ファミリーエコチャレンジコンテスト」等を実施した。

平成28（2016）年度までの5年間の税充当額：111,391千円

【年度別事業実績】

	H 2 4 (2012)	H 2 5 (2013)	H 2 6 (2014)	H 2 7 (2015)	H 2 8 (2016)
グリーン調達 実績 (調達件数・調 達金額)	43,522 件 269,455 千円	37,854 件 248,559 千円	41,724 件 252,387 千円	42,480 件 272,006 千円	57,641 件 272,747 千円
岡山県統一ノ ーレジ袋デー 参加店舗数(年 度末)	1,407 店舗	1,489 店舗	1,525 店舗	1,550 店舗	1,553 店舗
ポスター(絵 画)コンクール 応募者	702 人	646 人	744 人	725 人	749 人
エコチャレン ジコンテスト 応募者	329 件	79 件	336 件	463 件	395 件

(イ) 環境情報の拠点づくり

県が指定した循環資源総合情報支援センターで行う、県民・事業者に対する廃棄物に関する各種情報の発信や、事業活動に伴って発生する循環資源を他の事業者が有効に利用する機会をインターネット上で提供する循環資源マッチングシステムの運営支援を行った。

平成 2 8 (2016) 年度までの 5 年間の税充当額 : 2 3 , 9 6 8 千円

(ウ) 3Rに関する環境教育・環境学習の推進

小中学生等を対象に環境学習エコツアー、移動環境学習車の運営等を実施したほか、スーパーエンバイロメントハイスクールを指定するなど、小中学校や高等学校での環境教育等を推進した。また、エコ製品等の展示会を県内各地で開催し、広く県民に広報した。

平成 2 8 (2016) 年度までの 5 年間の税充当額 : 1 7 7 , 7 1 3 千円

【年度別事業実績】

	H 2 4 (2012)	H 2 5 (2013)	H 2 6 (2014)	H 2 7 (2015)	H 2 8 (2016)
環境学習エコ ツアーの参加 者	3,837 人	3,718 人	3,694 人	3,813 人	3,611 人
移動環境学習 車出動回数	44 回	54 回	42 回	37 回	39 回
巡回エコ展来 場者数	15,000 人	11,660 人	14,800 人	5,570 人	6,770 人

(エ) 関係団体等との協働による3Rに向けた取組の推進

関係団体が連携して行う環境学習について支援する仕組みを構築するとともに、出前講座等を実施し、行政とNPO等との協働による環境学習等を推進した。

平成28(2016)年度までの5年間の税充当額：81,291千円

【年度別事業実績】

	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
協働による環境学習 出前講座の実施回数	205回	221回	301回	324回	311回

(オ) 環境マネジメントシステムの普及拡大

事業者が、環境マネジメントシステムを構築し、廃棄物や温室効果ガスの排出量削減をはじめとする環境負荷を低減する取組を支援するため、中小事業者等の幅広い事業者が取り組むことができる環境マネジメントシステム「エコアクション21」の新規認証・登録に要する経費の一部助成を行った。

平成28(2016)年度の税充当額：1,555千円

2 継続の必要性

(1) 必要性

産廃税導入以降、産業廃棄物の排出量は減少の傾向を示すとともに、再生利用率は平成14（2002）年度の約30％から平成27（2015）年度には約43％と向上し、最終処分量は大幅に減少している。不法投棄についても、1件当たりの投棄量が10t以上の事例は、件数・投棄量ともに大幅に減少している。

岡山県の産業廃棄物施策については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく処理業者への許認可や適正処理の指導、不法投棄などの不適正処理事案への事後的・対症療法的な対策に加え、産廃税導入以降は、産業廃棄物に係る3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）促進のための「産業活動の支援」、不法投棄防止のための監視体制の強化や普及啓発活動などを行う「適正処理の推進」、事業者の事業活動に大きな影響を与える県民のライフスタイルを変革し、3Rの推進に向けた県民の実践的な取組等を誘導するための「意識の改革」を3つの柱として、技術開発への支援、不法投棄の事前防止に重点を置いた事業を行ってきたところである。

産廃税の導入により、産業廃棄物の発生抑制や再生利用促進が動機付けられるとともに、同税を活用して実施した各種事業が、排出事業者側のコスト削減努力、中間処理の技術革新、発生抑制に対する意識の向上などを後押しし、産業廃棄物の排出量の削減、再生利用率の向上とそれに伴う最終処分量の削減及び不法投棄の大幅な減少につながったと考えられる。

循環型社会を構築していくためには、引き続き、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用を推進していくとともに、事業者や県民の意識の改革を進めていくことが必要である。また、産業廃棄物の不法投棄も根絶には至っておらず、引き続き、その防止対策を行っていく必要がある。

目的税である産廃税は、産業廃棄物に係る3R促進のための動機付けとしての役割を果たすことが今後とも期待できるとともに、「産業活動の支援」、「適正処理の推進」、「意識の改革」の3つを柱とした事業を行うための貴重な財源、特に、次世代を担う子供たちへの継続的な環境教育のための財源として必要なものとなっていることから、当分の間、制度は継続すべきである。

(2) 税制度

産廃税を継続するに当たり、税率、課税方式などの税制度についても検討を行った。

ア 税率

税率については、平成14（2002）年3月の税制懇話会報告書における次の視点から検討を行った。

[検討の視点]

税率は、企業活動に重大な影響を与えず、県外に産業廃棄物が流出しない範囲で、かつ、経済的手法として産業廃棄物の発生抑制のインセンティブ効果がある水準であることが必要である。

（平成14年3月岡山県税制懇話会報告書から抜粋）

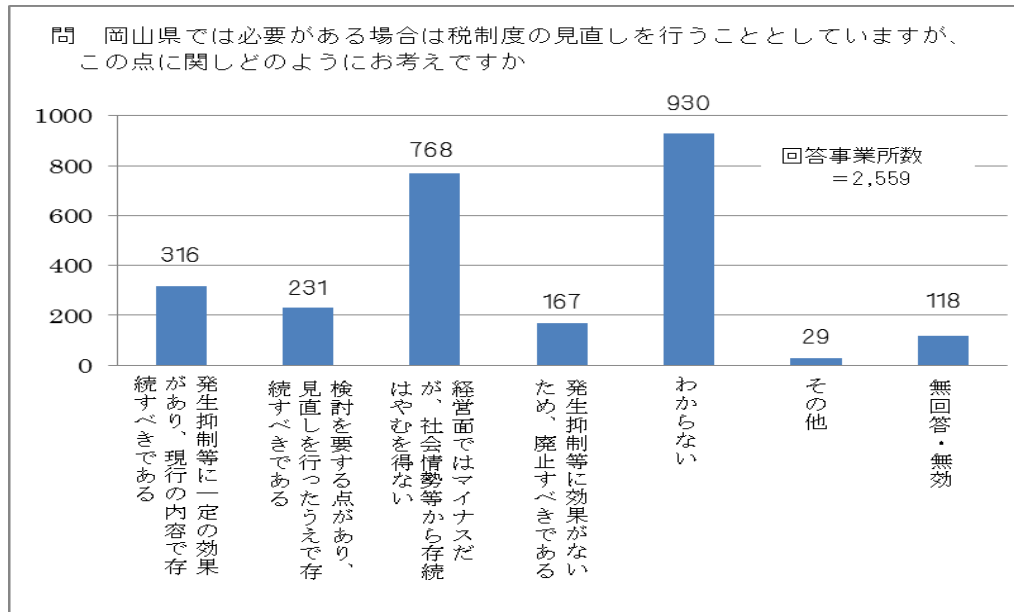
（ア）企業活動に重大な影響を与えない水準であるか。

県内の産業廃棄物排出量の98.2%を占める製造業、電気・ガス・水道業、建設業について、岡山県民経済計算による県内総生産額及び国民経済計算による国内総生産額から、平成13（2001）年度から平成26（2014）年度まで（国内総生産額にあつては平成13（2001）年から平成26（2014）年までの暦年）の業種ごとの総生産額を抽出し、比較を行ったところ、推移傾向に大きな乖離は見られないことから、経済計算に反映される程度の重大な影響を与えているとはいえない。

また、排出事業者側の意識の観点から企業活動への重大な影響の有無についてみると、岡山県が実施した平成27年度岡山県産業廃棄物実態調査の報告書によれば、「わからない」という回答が36%あるものの、他の回答のうち明確に産廃税の廃止を求める意見は、「発生抑制等に効果がないため、廃止すべきである」の7%のみであり、産廃税の税率が企業活動に重大な影響を及ぼしているとは考えにくいと思われる。

さらに、特定の業種における影響についてみると、総回答数のうち、5%以上を占める建設業（16%）、製造業（37%）、運輸業（9%）、卸・小売業（8%）、医療・福祉（14%）について、回答別の割合を比較したところ、大きな偏りもみられないことから、特定の業種の活動に影響を与えている可能性も低いものと考えられる。

【産廃税の見直しに関するアンケート結果】



出典：平成27年度岡山県産業廃棄物実態調査報告書

【産廃税の見直しに関するアンケート結果（業種別）】

業種名	業種別の回答数と総回答数に占める割合		発生抑制等に一定の効果があり、現行の内容で存続すべきである		見直しを行ったうえで存続すべきである		検討を要する点があり、見直しはやむを得ない		経営面ではマイナスだが、社会情勢等から存続はやむを得ない		発生抑制等に効果がないため、廃止すべきである		わからない		その他		無回答	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
林業	16	1%	0	0%	4	25%	2	13%	1	6%	6	38%	0	0%	3	19%		
漁業	3	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1	33%	1	33%	1	33%		
鉱業	18	1%	2	11%	1	6%	3	17%	0	0%	11	61%	0	0%	1	6%		
建設業	420	16%	62	15%	41	10%	132	31%	25	6%	145	35%	1	0%	14	3%		
製造業	959	37%	112	12%	87	9%	309	32%	71	7%	329	34%	15	2%	36	4%		
電気・水道業	65	3%	17	26%	6	9%	22	34%	1	2%	15	23%	0	0%	4	6%		
情報通信業	66	3%	10	15%	8	12%	14	21%	2	3%	29	44%	1	2%	2	3%		
運輸業	234	9%	25	11%	22	9%	57	24%	16	7%	100	43%	1	0%	13	6%		
卸・小売業	197	8%	27	14%	24	12%	53	27%	12	6%	66	34%	1	1%	14	7%		
物品賃貸業	34	1%	3	9%	1	3%	7	21%	0	0%	20	59%	1	3%	2	6%		
学術・専門	24	1%	7	29%	3	13%	3	13%	1	4%	7	29%	2	8%	1	4%		
宿泊・飲食	105	4%	8	8%	4	4%	31	30%	4	4%	44	42%	0	0%	14	13%		
生活関連業	34	1%	0	0%	4	12%	10	29%	1	3%	14	41%	2	6%	3	9%		
医療・福祉	349	14%	39	11%	23	7%	116	33%	32	9%	126	36%	4	1%	9	3%		
サービス業	33	1%	3	9%	3	9%	9	27%	0	0%	17	52%	0	0%	1	3%		
公務	2	0%	1	50%	0	0%	0	0%	1	50%	0	0%	0	0%	0	0%		
業種合計	2559	-	316	12%	231	9%	768	30%	167	7%	930	36%	29	1%	118	5%		

出典：平成27年度岡山県産業廃棄物実態調査報告書

(イ) 県外に産業廃棄物が流出しない水準であるか。

県内の事業所で排出された産業廃棄物のうち、県外で最終処分された産業廃棄物は、平成14(2002)年度以降、5千tから34千tまでの間で推移しており、最大でも県内における排出量の0.5%程度に過ぎないことから、産廃税の税率が県外への流出に大きく影響しているとは考えにくい。

(ウ) 経済的手法として産業廃棄物の発生抑制のインセンティブ効果がある水準であるか。

県内で発生した産業廃棄物の排出量は、一時的な増加はみられるものの、産廃税の導入前の平成14(2002)年度の6,828千tから、平成28(2016)年度は5,479千tへと大幅に減少している。

産廃税の導入が排出事業者のコスト削減努力への動機付けとして働き、発生抑制や再生利用を促進するとともに、同税を活用して実施した各種事業が技術革新や意識向上を後押ししたと考えられることから、インセンティブ効果が一定程度現れたものと考えられる。

(エ) その他

産業廃棄物関係税を導入している27道府県が、税率を1t当たり1,000円としていること、当該税率から見直しを行う動きがみられないことから、税率を変更する必要はないと考えられる。

イ 課税方式等

27道府県において導入されている産業廃棄物関係税の現行の課税方式には、三重県及び滋賀県が採用している排出事業者申告納付方式と、当県を含め25道府県で採用している最終処分業者特別徴収方式がある。

排出事業者申告納付方式は、排出量抑制に主眼を置き、排出事業者自らが申告納付をする方式であるが、全ての排出事業者に課税することは納税義務者の把握が困難であり、脱税等の不正を招くおそれがあるとともに、徴税コストが増大することとなる。

一方、当県でも採用している最終処分業者特別徴収方式は、最終処分業者を特別徴収義務者とする制度であり、最終処分場に産業廃棄物を搬入する全ての排出事業者又は中間処理業者を納税義務者とすることができるため、税負担の公平性を確保でき、徴税コストを縮減できる。

産業廃棄物関係税を導入している27道府県のうち25道府県でこの課税方式が採用されていること、産廃税に係る課税方式として定着していること、岡山県の産廃税制度は最終処分場への搬入1tにつき千円とシンプルで分かりやすいものであり、税制度の変更や複雑化によって脱税や不申告等が増加するおそれがあることなどを勘案すれば、課税方式等現在の制度を変更する必要はないものと考えられる。

【岡山県における産廃税の仕組み】

納税義務者	排出事業者又は中間処理業者 (最終処分場に産業廃棄物を搬入する者)
課税標準 税率	最終処分場への搬入量1トンにつき1,000円
仕組み	<p>排出事業者 (納税義務者) → (自社処分) 課税 → 県 中間処理業者 (納税義務者) → (自社処分) 課税 → 県 排出事業者 → 課税 → 中間処理業者 中間処理業者 → 課税 → 排出事業者 排出事業者 → 課税 → 最終処分業者 中間処理業者 → 課税 → 最終処分業者 最終処分業者 (特別徴収義務者) → 申告納入 → 県 排出事業者 (納税義務者) → 申告納付 → 県 中間処理業者 (納税義務者) → 申告納付 → 県</p>

3 今後の方向性

(1) 使途事業

産廃税の使途は、岡山県産業廃棄物処理税条例において、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する費用に充てることとされている。

「産業活動の支援」については、岡山エコ事業所の普及促進、バイオマスの利活用の推進や循環型産業クラスターの形成促進等の事業を実施している。

「適正処理の推進」については、産業廃棄物の不適正処理や不法投棄が根絶されている状況にはないことから、不法投棄の防止啓発、監視指導体制等の強化を実施している。

「意識の改革」については、おかやま・もったいない運動の推進、環境情報の拠点づくりや3Rに関する環境教育・環境学習の推進等の事業を実施し、県民や事業者に対する普及啓発を行っている。

使途事業は、産業廃棄物に係る3R促進のための技術導入や施設整備、不法投棄等の防止などの公平性の確保や社会正義の実現、事業者の事業活動に大きな影響を与える県民のライフスタイルの変革等に対する事業効果が認められるものの、産業廃棄物の排出量や最終処分量のさらなる削減の促進を図るためには、引き続き、「産業活動の支援」、「適正処理の推進」及び「意識の改革」の3つの柱に沿って事業を実施する必要がある。

今後、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用をさらに進めるため、鋳さい、ガラス陶磁器くず、燃え殻など全国集計と比べて再生利用率が低い産業廃棄物の発生状況や特性などに応じた発生抑制、循環的利用の促進を図るとともに、機能・価格面で競争力のあるリサイクル製品・技術の市場投入の促進、事業者の活動に影響を与える消費者（県民・事業者）の3Rに対する意識の更なる向上に重点的に取り組む必要がある。

また、事業の実施に当たっては、税導入の趣旨等についての県民理解を促進する観点から、産廃税を活用した事業であることを明記するなど、引き続き、事業成果の分かりやすい周知及び公表についての工夫、配意を行う必要がある。さらに、課税目的に沿った効果的な事業実施となるよう、毎年度、状況に応じて事業の見直しを積極的に行うべきである。

(2) 基金

岡山県環境保全・循環型社会形成推進基金は、潤い及び安らぎのある快適な環境づくりの推進とともに、産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図るために設置され、各年度において、産廃税の収入のうち、徴税费及び保健所設置市交付金以外の全額を積み立てるとともに、運用益の全額を積み立てるものとされている。

また、この基金は、産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他

適正な処理の促進を図るための財源を平準化するために積み立てられており、前記の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、処分することができることとされている。なお、平成28年度末の基金残高は659,789千円となっている。

この基金の残高をみると平成24年度以降の5年間は、ほぼ同程度の水準で推移しているが、所要の事業を継続的に実施しつつ、新たな課題に対応するための財源として活用される必要があることから、事業の適切な取捨選択のもとに、適切な基金規模の維持に留意すべきである。

(3) 税制度見直しの時期

産廃税は、岡山県産業廃棄物処理税条例において、5年を目途として、必要があると認めるときは見直しを行うこととされており、今後も同様に見直しを行うべきである。

なお、他県において産業廃棄物関係税の税率変更等の重大な制度変更が行われた場合には、5年という期間にかかわらず、制度について検討を加え、必要な措置を講じるべきである。

— 資料編 —

岡山県税制懇話会設置要綱

(目的)

第1条 岡山県税制懇話会（以下「懇話会」という。）は、県民生活の向上や活力ある地域社会の実現を図るために、地方分権の観点から課税自主権の活用等による岡山県にふさわしい税制のあり方について調査研究する。

(事業)

第2条 懇話会は、岡山県の独自税制に係る税制度のあり方その他懇話会の目的を達成するために必要な事項について調査及び研究を行い、成果を知事に報告する。

(委員)

第3条 懇話会は、委員で構成する。

2 委員には、前条に掲げる事業に関して学識経験等を有する者をもって充てる。

3 委員の定数は、8名以内とする。

(運営)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、会長は委員の中から互選により選出し、副会長は会長が指名する。

2 会長は、懇話会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会議は、必要に応じて会長が招集する。

(任期)

第5条 委員の任期は、この要綱の施行の日から平成31年3月31日までとする。

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 事務局は、総務部税務課に置く。

(その他)

第8条 この設置要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この設置要綱は、平成29年4月5日から施行する。

(要綱の廃止)

2 この設置要綱は、第5条に規定する委員の任期の満了をもって、その効力を失う。

岡山県税制懇話会委員

氏名	役職	備考
岡本 輝代志	岡山商科大学経営学部教授	会長
石井 清裕	岡山商工会議所副会頭	副会長
千葉 喬三	岡山県森林審議会委員	
釣 雅雄	岡山大学経済学部教授	
内藤 はま子	岡山県環境審議会委員	
平島 千江子	岡山県消費生活問題研究協議会副会長	
藤木 茂彦	岡山経済同友会企業経営・環境委員会委員長	
藤原 裕里子	税理士	

※副会長以下五十音順

審議経過

会議	年月日	主な議題
第1回会議	平成29年6月1日	<ul style="list-style-type: none">産業廃棄物処理税の現状等について
第2回会議	平成29年7月27日	<ul style="list-style-type: none">使途事業の課題について報告書骨子(案)について
第3回会議	平成29年9月28日	<ul style="list-style-type: none">報告書(案)について

産業廃棄物処理税の使途事業（岡山県）

（単位：千円）

No.	事業名	充当方針 三本柱の種類	担当課室	事業の概要	H24	H25	H26	H27	H28
1	環境にやさしい 企業づくり事業	産業活動の 支援	循環型社 会推進課	①循環型社会の推進に取り 組む事業所を岡山エコ事業 所として認定する。 ②エコ事業所一覧パンフレッ トを作成し、県民に対して事 業所の取り組みをPRする。	4,839	3,335	4,587	4,469	3,733
2	循環資源情報 提供システム整 備事業	産業活動の 支援	循環型社 会推進課	①廃棄物処理業者や循環資 源に関する情報を一元管理 し、情報の受発信を行うシ ステムを整備する。 ②有用な廃棄物の交換を あつせんする循環資源マッ チングシステム等の整備を 支援する。	(5,071)	(4,859)	(9,316)	(4,721)	16,565
3	ごみゼロ社会推 進事業(廃棄物 減量化・リサイ クル情報集作成)	産業活動の 支援	循環型社 会推進課	排出事業者、廃棄物処理業 者等に対して、廃棄物の資 源としての活用可能性、先 進的な3R技術情報や支援制 度等を周知することにより、 廃棄物等の3Rに関する新 たな取組へのきっかけづく りとするため、廃棄物等の 3Rに関する企業の先進 的な取組に係る事例集を 作成する。	-	-	-	-	3,761
4	地域ミニエコタ ウン事業	産業活動の 支援	産業振興 課	循環型社会の形成を推進す ると認められる先進的なリ サイクル関係施設等の整備 や新たなリサイクル技術の 開発等について、経費の一 部を助成する。	17,370	15,041	32,017	240	17,996
5	中四国環境ビ ジネスネット事 業	産業活動の 支援	産業振興 課	県内環境産業の振興を目的 とした中四国環境ビジネス ネットの活動を通じて、中 四国地域を視野に入れた 広域でのビジネスマッ チングを推進すること により、産業廃棄物を 循環資源として利活用 する新技術・新製品の 開発等を支援する。	7,802	7,252	13,158	10,568	11,429
6	バイオマスイ ノベーション推 進事業(H27年 度から「バイオ マスイノベーション 創出実用化支援 事業」に名称変 更)	産業活動の 支援	産業振興 課	県内企業や大学等有する 有望な木質バイオマス利 活用の研究技術シーズを 活かし、販路開拓までを 見据えた商品開発を支 援することで、新たな バイオマス産業創出の 早期実現を図る。また、 工業技術センターにお いて、県内企業の取組 を支援するとともに 独自の視点での研究を 進め、新たな用途開 発等を行う。	1,979	1,997	1,280	4,127	2,009
7	バイオマスイ ノベーション創 出拠点事業 (H27年度から 「バイオマスイ ノベーション・シ ーズ創出事業」 に名称変更)	産業活動の 支援	産業振興 課	県内外の大学、公設試 験研究機関等の「知」 を活用し、バイオマス の高度利用に関する 先導的研究について、 新たな研究シーズを 創出し、企業による 実用化につなげる。	20,000	19,827	19,993	17,782	18,779

産業廃棄物処理税の使途事業（岡山県）

（単位：千円）

No.	事業名	充当方針 三本柱の種類	担当課室	事業の概要	H24	H25	H26	H27	H28
8	おかやまバイオマスネットワーク構築事業	産業活動の支援	産業振興課	産学官連携組織を運営し、セミナー等の開催を通じて、バイオマスの利活用に関する先端技術情報の収集や提供、ビジネスマッチング、プロジェクト化等を行うとともに、川上～川中～川下のマッチングを行うコーディネータの設置により、事業化等を推進する。	2,932	3,232	3,376	4,908	6,916
9	低炭素社会に対応した軽量・高強度繊維強化複合材料の開発	産業活動の支援	工業技術センター	低炭素社会に対応した軽量・高強度を有する繊維強化複合材料の最適設計技術を開発するとともに、上記分野での応用展開を図り、材料の高度化に伴う廃棄物の減少と製品のリサイクル性の向上を目指す。	1,000	-	-	-	-
10	金属材料の環境対応型高機能化技術の開発	産業活動の支援	工業技術センター	鉄鋼材料から軽合金(アルミニウム・マグネシウム合金)・高分子材料への転換、脱鉛・6価クロム化等への対応支援を通して、材料の高度化に伴う廃棄物の減少と製品のリサイクル性の向上につなげる。	3,589	-	-	-	-
11	低環境負荷高性能な高分子複合材料の開発	産業活動の支援	工業技術センター	ゴム・プラスチック製品製造業、無機粉体(フィラー)製造企業の新製品開発と新分野進出に貢献し、材料の高度化に伴う廃棄物の減少と製品のリサイクル性の向上を目指す。	3,800	3,800	-	-	-
12	セルロース系素材を活用した環境対応型繊維製品の開発	産業活動の支援	工業技術センター	環境負荷の低い産業社会の構築を目的として、繊維製品の製造にともなう環境負荷の低減と、製品価値を高める加工技術の開発に取り組んでいる。これによりマニラ麻製の家具製造時の不良品削減(産業廃棄物削減)につなげる。	-	1,000	1,000	598	-
13	表面制御技術を応用した金属加工製品の高付加価値化に関する研究開発	産業活動の支援	工業技術センター	マグネシウムやアルミ等の軽合金を対象にして、素材表面の光輝性・樹脂との接着性・メッキ膜の密着性等を高度化することにより、廃棄物の減少と製品のリサイクル性の向上につなげる。	-	3,600	3,600	4,588	-
14	複合化技術を用いた高分子材料の開発	産業活動の支援	工業技術センター	環境負荷の低い産業社会の構築を目指し、広く利用されているゴム・プラスチック製品の機能性向上、再生可能資源としての活用、リサイクル技術の向上、軽量化等につなげる。	-	-	3,800	3,191	3,191
15	洗い加工の高度化による革新的ジーンズ加工技術の開発	産業活動の支援	工業技術センター	ジーンズ製品の「洗い加工」が製品に与える影響を化学的に解明し、不良品の発生や染色排水・汚泥の削減に寄与するとともに、加工時の化学反応を利用したジーンズの色相変化技術を開発する。	-	-	-	-	596

産業廃棄物処理税の使途事業（岡山県）

（単位：千円）

No.	事業名	充当方針 三本柱の種類	担当課室	事業の概要	H24	H25	H26	H27	H28
16	高精度プロセス制御による精密加工・金属材料の高付加価値化	産業活動の支援	工業技術センター	製品のリサイクル性向上及び輸送機器の軽量化は、排出二酸化炭素の削減並びに環境負荷低減に直結するため、岡山県の重点分野である「環境」の観点から積極的な技術支援を行う。	-	-	-	-	4,590
17	畜産バイオマスエネルギー回収技術実証試験事業	産業活動の支援	畜産課	家畜ふん尿を原料としたメタン発酵施設における効率的なエネルギー回収技術等を検討する。(H23年度～H24年度)	5,870	-	-	-	-
18	家畜糞尿からのリン除去・回収技術の開発試験事業	産業活動の支援	畜産課	家畜ふん尿を主体とする原污水から、リン資源を除去・回収する技術を開発する。(H25年度～H27年度)	-	1,990	1,986	1,871	-
19	河川敷を活用！低コスト自給飼料確保対策事業	産業活動の支援	畜産課	河川敷の刈草を飼料として活用するほか、低品質のものは家畜排せつ物の堆肥化に必要な副資材として活用し、家畜排せつ物の有効利用を促進する。また、取り組みを県民にPRする。	1,310	-	-	-	-
20	おかやま発！環境技術のアジア貢献事業	適正処理の推進	環境企画課	本県の環境行政の経験や環境技術の情報の統合を行い、ノウハウ等の共有と継承を行うとともに、アジアへの情報提供により環境問題の克服に貢献する。	1,551	1,131	1,459	-	-
21	アスベスト濃度調査事業	適正処理の推進	環境管理課	解体等現場周辺におけるアスベスト濃度調査及び環境調査を実施する。	1,485	2,145	2,073	1,278	1,840
22	有害化学物質対策調査事業	適正処理の推進	環境管理課	残留性が高く、環境中で分解しにくい有害化学物質等について、水環境中の存在実態を把握する。	8,223	8,222	8,252	8,252	11,290
23	環境保全及び保健衛生行政の基礎資料となる調査研究	適正処理の推進	環境保健センター	環境中有害化学物質の分析・検索技術の開発に関する研究、廃棄物最終処分場の排水等に係る適正かつ低コストな処理方法の検討に関する研究等	789	711	759	773	773
24	運営費	適正処理の推進	環境保健センター	不適正処理発見時の迅速かつ高度な分析に必要な分析機器の運用及びC3施設等の維持	14,856	14,642	15,079	14,655	15,066
25	試験検査費	適正処理の推進	環境保健センター	不適正処理発見時ほか、周辺環境調査等の実施	601	693	850	755	613
26	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進事業	適正処理の推進	循環型社会推進課	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の円滑な処理の推進のため、(独)環境再生保全機構が所管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金へ補助する。	24,858	24,828	12,703	12,850	15,208

産業廃棄物処理税の使途事業（岡山県）

（単位：千円）

No.	事業名	充当方針 三本柱の種類	担当課室	事業の概要	H24	H25	H26	H27	H28
27	産業廃棄物実態調査事業	適正処理の推進	循環型社会推進課	産業廃棄物の発生量や最終処分量などの実態調査を実施する。	3,879	No.28に組替		-	-
28	廃棄物処理計画等策定事業	適正処理の推進	循環型社会推進課	廃棄物の排出抑制、減量化・資源化等の目標を定め、廃棄物の適正処理を推進するため、平成28年度を初年度とする第4次岡山県廃棄物処理計画を策定する。	-	3,321	3,780	6,136	9,348
29	不法投棄防止啓発事業	適正処理の推進	循環型社会推進課	新聞広告、ラジオ等により不法投棄防止に関する普及啓発を行う。	2,382	3,188	3,539	3,624	3,021
30	県外搬入指導取締事業	適正処理の推進	循環型社会推進課	県外からの不法投棄を未然に防止するため、収集運搬車両の検問を行う。	960	770	1,176	1,196	1,050
31	育成支援事業	適正処理の推進	循環型社会推進課	処理業者の資質向上のための研修会等の事業や設備整備支援事業に補助を行う。	11,154	11,787	12,278	13,859	9,687
32	監視指導体制強化事業	適正処理の推進	循環型社会推進課	廃棄物の不適正処理に関する監視指導業務の専門職員（非常勤）を配置する。	54,346	55,477	55,932	54,285	54,258
33	不法投棄等監視強化事業	適正処理の推進	循環型社会推進課	民間警備会社に監視パトロールを委託するとともに、監視カメラによる監視を行う。	15,997	9,554	10,438	15,140	11,544
34	不法投棄防止ネットワーク化事業	適正処理の推進	循環型社会推進課	不法投棄110番の設置、発見通報協定の締結、不法投棄等の上空監視等を行う。	9,008	8,755	9,038	9,136	7,626
35	海ゴミ適正処理体制構築事業 フォローアップ事業	適正処理の推進	水産課	海底ごみの回収処理に関する聞き取りや回収量・性状等の調査事業。	-	2,000	-	-	-
36	環境保全型畜産確立対策推進事業	適正処理の推進	畜産課	家畜排せつ物に起因する苦情問題が複雑化しており、解消に向けては畜産側だけに限らない総合的な指導が必要となっている。 このため、畜産農家に対する処理技術指導及び生産された堆肥の利用促進に向けた普及啓発活動を展開し、資源リサイクルの円滑化による家畜排せつ物の適正管理を推進する。	2,169	2,324	2,347	2,452	2,205
37	協働による環境学習推進事業	意識の改革	新エネルギー・温暖化対策室	県民により身近なNPO等環境団体同士が情報交換をする場を設け、関係団体が連携して行う環境学習について支援する仕組みを構築し、行政とNPO等との協働による環境学習を推進する。	16,050	16,663	10,717	18,157	18,003

産業廃棄物処理税の使途事業（岡山県）

（単位：千円）

No.	事業名	充当方針 三本柱の種類	担当課室	事業の概要	H24	H25	H26	H27	H28
38	移動環境学習車運営事業	意識の改革	新エネルギー・温暖化対策室	山陽新聞の販売店で構成される山陽会から山陽新聞社創立130周年記念事業の一環として、平成21年3月に県に対して寄贈された「移動環境学習車及び装備品一式」を環境学習の推進に活用する。	-	145	156	60	226
39	環境学習エコツアー事業	意識の改革	新エネルギー・温暖化対策室	環境問題を身近な問題と捉えて環境保全意識を高揚するため、資源循環を推進している先進的企業や廃棄物処理施設等の環境関連施設を実際に見学体験等をする機会を提供する。（小中学校や地域団体等を対象とする団体向けコースと、個人参加を募集する個人向けコース（年3回）の2種類がある。）	10,788	10,375	11,034	10,867	10,896
40	地球温暖化防止活動推進センターと連携した推進員の支援	意識の改革	新エネルギー・温暖化対策室	地球温暖化防止対策の推進のため、法律に基づいて委嘱している岡山県地球温暖化防止活動推進員の活動を支援することにより、岡山県地球温暖化防止活動推進センターと連携した地球温暖化防止対策の推進を図る。	1,950	1,635	1,713	1,559	1,526
41	アースキーパーメンバーシップ推進事業	意識の改革	新エネルギー・温暖化対策室	県民、事業者が、地球温暖化防止のため環境負荷低減活動（環境への影響を減らす活動）について自らの取組目標を定めて、「アースキーパーメンバーシップ」として登録し、一定期間の状況を報告する制度を推進する。	4,331	6,042	6,119	5,905	5,914
42	エコアクション21認証取得推進事業	意識の改革	新エネルギー・温暖化対策室	エコアクション21を新たに取得する事業者に対して取得に係る経費の一部を補助する。	-	-	-	-	1,555
43	児島湖再生事業	意識の改革	環境管理課	児島湖畔でヨシ原の刈取り、ヨシの再利用、及び体験学習を実施することにより、バイオマスの活用と県民のリサイクル、環境保全意識の高揚を図る。	7,697	7,678	8,216	8,148	8,153

産業廃棄物処理税の使途事業（岡山県）

（単位：千円）

No.	事業名	充当方針 三本柱の種類	担当課室	事業の概要	H24	H25	H26	H27	H28
44	ごみゼロ社会推進事業	意識の改革	循環型社会推進課	①岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議を開催し、県民・事業者・行政が協働で3Rを推進する。 ②3R活動推進フォーラムに参加する。 ③ごみの減量化やリサイクルをテーマとしたポスターコンクールを実施する。 ④基準に合致したリサイクル製品を岡山県エコ製品に認定する。また、再生品の使用促進指針を定め、リサイクル製品の需要を喚起する。	13,825	10,753	10,307	8,102	5,678
45	おかやま・もったいない運動推進事業	意識の改革	循環型社会推進課	①「おかやま・もったいない運動」推進フォーラムを開催し、「もったいない」精神の普及啓発を行う。 ②家庭でのごみ減量化等に取り組むエコチャレンジコンテストを実施する。	6,881	6,570	6,342	5,578	5,478
46	【再掲：No.2】 循環資源情報提供システム整備事業	意識の改革	循環型社会推進課	①廃棄物処理業者や循環資源に関する情報を一元管理し、情報の受発信を行うシステムを整備する。 ②有用な廃棄物の交換をあっせんする循環資源マッチングシステム等の整備を支援する。	5,071	4,859	9,316	4,721	(16,565)
47	エコタウン推進事業	意識の改革	循環型社会推進課	①岡山エコタウン関係組織の運営や関係施設への見学受入事業に対するの補助を行う。 ②岡山県エコ製品、エコ事業所、エコタウンプランを普及するため、県内を巡回するエコ製品等普及展示会を開催する。	5,752	5,201	-	-	-
48	エコライフ推進事業	意識の改革	循環型社会推進課	事業者・消費者団体・行政が協働し、レジ袋の削減を促すための啓発活動を行う。	10,011	6,892	4,597	5,837	4,540
49	里海保全活動支援事業	意識の改革	水産課	海洋レジャー関係団体等が実施する海面清掃への支援を実施する事業。	83	No.50に組替		-	-
50	海面アダプト事業	意識の改革	水産課	海洋レジャー関係団体等が実施する海面清掃への支援を実施する事業。	-	94	119	106	92
51	海ごみ普及啓発事業	意識の改革	水産課	漁業体験や動植物観察会等を通じて、海底ごみや漂着ごみの実態を広く県民に知ってもらうための普及啓発事業。	2,000	-	-	-	-
52	海底ごみ普及啓発教材等作成事業	意識の改革	水産課	海ごみについて広く県民に知ってもらうことを目的としてテレビ番組を制作・放送するとともに、その内容を学習教材として県内の小・中学校に配付する普及啓発事業。	-	-	1,976	-	-

産業廃棄物処理税の使途事業（岡山県）

(単位:千円)

No.	事業名	充当方針 三本柱の種類	担当課室	事業の概要	H24	H25	H26	H27	H28
53	海底ごみ適正処理体制構築事業	意識の改革	水産課	漁業者が回収した海底ごみを集積するための海底ごみステーションの整備を支援する事業。	-	-	-	452	756
54	スーパーエンバイロメントハイスクール研究開発事業	意識の改革	高校教育課	<p>廃棄物のリサイクル技術の研究・開発など環境教育を重点的に行う学校をスーパーエンバイロメントハイスクールに指定。</p> <p>カリキュラムの開発、大学や研究機関との効果的な連携方策等について研究を推進し、課題に気付き、その解決に積極的に取り組むことのできる人材の育成を図るとともに、環境教育に関する教材を開発。</p>	10,426	2,736	1,592	6,263	647
55	高校生「エコ広場」UD整備事業	意識の改革	財務課	循環型社会の形成の重要性に関して理解を深めるためエコ製品を活用し、生徒自らの企画・提案によるユニバーサルデザインの観点に立った、「憩いの広場(エコ広場)」を県立学校に整備する。	9,984	-	-	-	-

産業廃棄物処理税の使途事業（岡山市・倉敷市）

（単位：千円）

	事業名	充当方針 三本柱の種類	担当課室	事業の概要	H24	H25	H26	H27	H28
岡山市	産業廃棄物対策事業	適正処理の推進	【岡山市】 産業廃棄物対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物排出事業者、産業廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理施設の指導 ・産業廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理施設の許可 ・廃自動車引取業者及びフロン回収業者の登録、解体業者及び破碎業者の許可 ・産廃課職員（監視班含む。）による産業廃棄物処理施設等への立入検査、不法投棄、野焼き等の不適正処理事案に対する監視・指導 ・産業廃棄物処理施設におけるダイオキシン類の測定 ・産業廃棄物処理施設における水質検査 など 	10,668	10,926	9,561	8,635	25,826
倉敷市	循環型社会推進モデル事業施設整備補助事業	産業活動の支援	【倉敷市】 産業廃棄物対策課	循環型社会の推進を目的として、岡山県資源循環推進事業（施設整備事業）に承認された先進的な事業に対して補助金を交付することにより、事業支援を行う。	27,993	19,986	0	0	0
倉敷市	監視指導体制強化事業	適正処理の推進	【倉敷市】 産業廃棄物対策課 一般廃棄物対策課 環境施設課	産業廃棄物の排出事業者や処理業者による不適正処理を防止するため、産業廃棄物監視指導員を配置するとともに、産業廃棄物対策の研修等に職員が参加し技能を高めることにより指導体制の強化を図る。	17,192	19,822	21,107	20,269	19,695
倉敷市	不法投棄防止対策事業	適正処理の推進	【倉敷市】 産業廃棄物対策課 環境施設課 環境衛生課 耕地水路課	廃棄物の不法投棄を未然に防止し、又は早期に発見するため、監視体制を充実及び強化する。 <ul style="list-style-type: none"> ・休日夜間不法投棄等監視パトロール（休日夜間の不法投棄等監視業務を民間警備業者に委託実施） ・航空機による上空監視業務、啓発広報放送飛行業務 ・ボランティア不法投棄監視員等による監視パトロール ・不法投棄監視用資材の導入（カメラ等） 	11,547	8,041	8,689	12,205	21,724
倉敷市	産業廃棄物処理施設及び周辺環境調査事業	適正処理の推進	【倉敷市】 産業廃棄物対策課 環境政策課	最終処分場等の産業廃棄物処理施設の排ガス、排水を監視するとともに、周辺環境への影響の有無を確認し、生活環境の保全に努める。	4,494	6,266	7,152	12,947	16,490

産業廃棄物処理税の使途事業（岡山市・倉敷市）

（単位：千円）

	事業名	充当方針 三本柱の種類	担当課室	事業の概要	H24	H25	H26	H27	H28
倉敷市	環境配慮型経営促進補助事業	意識の改革 産業活動の支援	【倉敷市】 環境政策課	中小企業が環境マネジメントシステムであるエコアクション21についての認証の更新の際に、補助金を交付することにより産業活動における環境負荷の低減を図る。	-	-	-	-	482
倉敷市	ごみポイ捨て防止啓発事業	意識の改革	【倉敷市】 環境政策課 環境衛生課 農林水産課	市民、民間団体、行政が一体となり、ポイ捨てされたごみの清掃活動を通じてごみのポイ捨て防止やリサイクルについての意識高揚を図るとともに、不法投棄啓発用看板等を設置し、意識啓発を行う。	-	1,223	1,281	1,956	2,102
倉敷市	環境啓発イベント実施事業	意識の改革	【倉敷市】 一般廃棄物対策課 環境政策課	・「リサイクルフェアinくらしき」の開催 産業廃棄物の適正処理の推進、市民に対する廃棄物の減量及び5Rの推進に向けた意識改革を図ることを目的に環境啓発イベント「リサイクルフェアinくらしき」を実施する。 ・「くらしき環境フェスティバル」の開催 環境月間に環境学習センターにおいて、全市民を対象にした環境関連の総合的な普及啓発事業として「くらしき環境フェスティバル」を開催し、循環型社会形成へ向けた市民の意識啓発・向上を図る。	-	2,717	6,552	7,572	7,715
倉敷市	環境学習推進事業	意識の改革	【倉敷市】 一般廃棄物対策課 環境政策課	倉敷市の環境や廃棄物についての年次報告書である環境白書や清掃事業概要を発行し、市民に倉敷市の環境の状況をお知らせするとともに、環境学習の拠点となる環境学習センターやリサイクル推進センターにおいて、様々な環境学習を行う。 ・環境白書及び清掃事業概要の発行 ・市民の環境に対する意識調査の実施 ・環境関係の図書や学習機材の整備 ・環境学習センターにおける環境学習講座等の開催 ・リサイクル推進センターにおける各種リサイクル講座の開催 ・マイはしマイバックづくり体験講座の開催 ・5R推進事業者等の表彰 ・廃棄物の減量化、再資源化等に関する啓発用冊子等の作成など	-	5,372	7,351	8,606	8,941

産業廃棄物処理税の使途事業（岡山市・倉敷市）

（単位：千円）

事業名	充当方針 三本柱の種類	担当課室	事業の概要	H24	H25	H26	H27	H28
倉敷市 バイオディーゼル燃料化啓発事業	意識の改革	【倉敷市】 一般廃棄物対策課	家庭等から排出された廃食用油からバイオディーゼル燃料を製造し、倉敷市の公用車等に使用する。これにより、廃食用油のリサイクルを行うとともに、小学生等のプラント見学やバイオディーゼルの燃料とするカートの体験乗車を通じて、廃食用油等のリサイクルについての理解を深める。	-	-	-	788	956
倉敷市 地球温暖化対策学習推進事業	意識の改革	【倉敷市】 環境政策課 保育・幼稚園課 教育企画総務課 教育施設課	地球温暖化防止及び省エネルギー生活の推進のため、緑のカーテンの普及をはじめとする啓発活動を行う。特に学校園において、児童等が参加することにより、幼少期からの環境に対する意識付け・環境教育を行う。 ・緑のカーテンコンテスト ・学校園における緑のカーテン事業 ・学校園の芝生化 ・小学校への出前講座「エコライフチャレンジ」	-	-	-	13,634	8,438

産業活動の支援	27,993	19,986	0	0	(482)
適正処理の推進	43,901	45,055	46,509	54,056	83,735
意識の改革	0	9,312	15,184	32,556	28,634
合計	71,894	74,353	61,693	86,612	112,369

	産廃税交付金収入(決算)額 [単位：千円]				
	H24	H25	H26	H27	H28
岡山市	10,668	10,926	9,561	8,635	25,826
倉敷市	99,716	104,070	100,234	95,266	89,367

都道府県における産業廃棄物処理税の導入状況

都道府県名	税の名称	導入年月日	税率 (円/トン)	課税客体			徴収方法			申告回数			課税免除・減免等	
				最終処分場への搬入	中間処分場への搬入又は最終処分場への搬入及び最終処分場への搬入	焼却施設及び最終処分場への搬入	最終処分業者特別徴収	排出事業者申告納付	焼却特別徴収・最終処分業者特別徴収	毎月	年4回	年1回	あり	なし
三重県	産業廃棄物税	H14.4.1	1,000		○			○				○	○	
鳥取県	産業廃棄物処分場税	H15.4.1	1,000	○			○				○		○	
岡山県	産業廃棄物処理税		1,000	○			○			○				○
広島県	産業廃棄物埋立税		1,000	○			○				○		○	
青森県	産業廃棄物税	H16.1.1	1,000	○			○			○			○	
岩手県	産業廃棄物税		1,000	○			○			○				○
秋田県	産業廃棄物税		1,000 指定副産物: 250	○			○			○				○
滋賀県	産業廃棄物税		1,000		○			○				○	○	
新潟県	産業廃棄物税	H16.4.1	1,000	○			○				○			○
奈良県	産業廃棄物税		1,000	○			○			○				○
山口県	産業廃棄物税		1,000	○			○			○			○	
宮城県	産業廃棄物税	H17.4.1	1,000	○			○				○		○	
京都府	産業廃棄物税		1,000	○			○				○			○
島根県	産業廃棄物減量税		1,000	○			○				○		○	
福岡県	産業廃棄物税		1,000 焼却処分:800			○			○		○		○	

都道府県名	税の名称	導入年月日	税率 (円/トン)	課税客体			徴収方法			申告回数			課税免除・減免等	
				最終処分場への搬入	中間処分場への搬入又は最終処分場への搬入	焼却施設及び搬入	最終処分業者特別徴収	排出事業者申告納付	業者特別徴収	焼却処理・最終処分	毎月	年4回	年1回	あり
佐賀県	産業廃棄物税	H17.4.1	1,000 焼却処分:800			○			○		○		○	
長崎県	産業廃棄物税		1,000 焼却処分:800			○			○		○		○	
熊本県	産業廃棄物税		1,000	○			○				○		○	
大分県	産業廃棄物税		1,000 焼却処分:800			○			○		○		○	
宮崎県	産業廃棄物税		1,000 焼却処分:800			○			○		○		○	
鹿児島県	産業廃棄物税		1,000 焼却処分:800			○			○		○		○	
福島県	産業廃棄物税	H18.4.1	1,000	○			○				○		○	
愛知県	産業廃棄物税		1,000 自社処分:500	○			○			○			○	
沖縄県	産業廃棄物税		1,000	○			○				○		○	
北海道	循環資源利用促進税	H18.10.1	1,000	○			○				○		○	
山形県	産業廃棄物税		1,000	○			○				○		○	
愛媛県	資源循環促進税	H19.4.1	1,000 自社処分:500 ※最終処分業者を除く	○			○				○		○	
集 計				19	2	6	19	2	6	7	18	2	21	6

